



令和6年度就学援助のご案内

美波町では、経済的な理由で、お子さんを小・中学校へ就学させるのに困りのご家庭に対し、学用品費や給食費などの一部を援助しています。

●就学援助を受けることができる方

美波町内の小中学校に通うお子さんのいる世帯で、就学援助制度「準要保護者」基準に該当し、美波町教育委員会が認定する方。

▶就学援助制度「準要保護者」基準：①～⑨のいずれかに該当する者

- ①生活保護の停止又は廃止
- ②市町村民税の非課税又は減税
- ③個人事業税の減税
- ④固定資産税の減税
- ⑤国民年金の掛金減免
- ⑥国民健康保険料の減免又は徴収猶予
- ⑦児童扶養手当の至急（ただし一部支給停止者は非該当）
- ⑧世帯更生貸付補助金による貸付
- ⑨生活が困窮しており、教育委員会が援助を認める者

●支給の内容

- ・学用品費
- ・通学用品費
- ・新入学児童生徒学用品費（新入学児童生徒準備費未受給者のみ）
- ・学校給食費
- ・修学旅行費
- ・校外活動費
- ・PTA会費
- ・生徒会費
- ・卒業アルバム代費
- ・医療費（学校保健法に基づく学校病の治療に限る）



●申請方法

4月1日認定をご希望の場合は、「就学援助費受給申請書兼同意書」に記入し、令和6年2月28日（水）までに教育委員会へ提出してください。

家計急変についてはこの限りではありません。

【注意事項】

- ※申請書は、教育委員会（日和佐公民館2階）・由岐公民館にあります。提出先は教育委員会です。
- ※申請をいただいても必ず認定されるわけではありません。
- ※小中学校の新1年生で、4月1日認定をされた方には、入学後5月下旬に新入学児童生徒学用品費を支給します。（新入学児童生徒準備費を受給した方は対象外）

【お問い合わせ】教育委員会 ☎ 0884-77-3620

i 林業退職金共済制度（林退共）のご案内

独立行政法人勤労者退職金共済機構 ☎ 03-6731-2889

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。この制度は、林業界従事者が引退したときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

●制度の特徴

- ・掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。
- ・掛金の一部を国が免除します。
- ・雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

▶事業主の皆様へ

- ・共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。
- ・共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい。

▶労働者の皆様へ

- ・事業所が変わるときは共済手帳を忘れずに受け取りましょう。
- ・林業界を引退するときは、忘れずに退職金請求をしましょう。
- ・以前、林業の仕事をされ、林退共制度に加入していた方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、退職金を受け取っていない可能性があります。下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部
〒170-8055
東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル
・電話 03-6731-2889 ・FAX 03-6731-2890

HPはこちら→



i アイヌの方々からの様々なご相談をお受けします

公益財団法人 人権教育啓発センター ☎ 03-5777-1802

全国のアイヌの方々のために電話相談を行っています。お気軽にご相談ください。

相談専用電話 0120-771-208（相談料は無料です。）

●受付：月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※祝日、12/29～1/3を除く

i LINEからの申請で取得できる証明書が増えました！

役場税務課 ☎ 0884-77-3615

令和5年7月からマイナンバーカードを用いて美波町公式LINEアカウントから住民票の取得が可能となりましたが、12月から新たに税務証明書の取得も可能となりました。

まだ友だち登録されていない方は、ぜひこの機会に下記QRコードから友だち追加をしてください。

●新たに取得できるようになった証明書

- ・世帯課税証明書
- ・所得証明書
- ・所得課税証明書
- ・非課税証明書



LINEのお友だち登録はこちらから→



税務証明の申請についてはこちらから→

